2023 年 9 月 28 日
東京海上日動火災保険株式会社

【国内初】「災害時応援協定締結事業者向け自動車保険」の提供開始

東京海上日動火災保険株式会社（取締役社長：広瀬 伸一、以下「当社」）は、自治体と災害時応援協定（以下「協定」）を締結する事業者向けに国内初※1 の新たな自動車保険※2（以下「本保険」）を 2024 年 1 月から提供開始します。本保険は、事業者が加入し、被災地に従業員所有の車両を災害支援車両として貸し出しする際の自動車事故に関わるリスクを包括的に補償します。

※1 当社調べ（2023 年 9 月時点）

※2 「災害時応援協定締結事業者向け自動車保険」は、災害時応援協定締結事業者向け自動車保険特約を付帯した一般自動車保険のペットネーム・略称です。

1. 背景

全国各地で甚大な被害をもたらす台風や豪雨等の自然災害が発生しています。こうした中、災害発生時における迅速な対応と復旧活動を支援するため、自治体と協定を締結する事業者が増えています。

事業者によっては、社有車の電気自動車等を被災地に貸し出し、避難所の電源として活用するなどの活動を行っています。そうした事業者において、社有車に加えて、被災地の支援に携わる従業員の車両を災害支援車として貸し出す取り組みを検討しているケースもあります。当社は、こうした取り組みを支援し被災地の復旧・復興に貢献するため、本保険を新たに開発しました※3。

※3 三菱自動車工業株式会社（本社：東京都港区、代表執行役社長兼最高経営責任者：加藤 隆雄）では、2012 年から全国の自治体と災害時協力協定を締結し、電動車貸与などの被災地支援を行っていますが、新たに従業員の車両を自治体に貸し出す取り組みを進めており、こうしたニーズを踏まえ本保険の開発に至りました。

2. 商品の概要

- 契約の対象となる車両：協定に基づき貸し出す従業員所有の車両
- 契約者：自治体と協定を締結する事業者
- 被保険者（補償を受けられる方）：上記の契約者、車両所有者（事業者の従業員等）、および、事業者の従業員所有の車両を使用・管理する被災地の地方自治体職員、災害ボランティアの方等
- 補償内容：①対人賠償責任保険、②対物賠償責任保険、③車両保険等
- 補償期間：協定に基づき使用または管理する期間（本目的以外で使用・管理している期間は補償対象外）

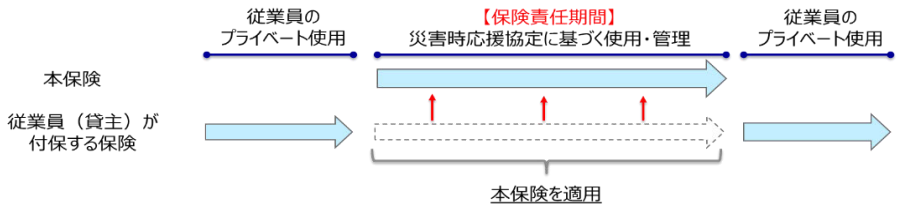

3. 今後について

当社は、自治体と協定を締結する事業者に対して広く本保険を提供することで、お客様と地域社会のいざをお守りし、被災地復旧を支援してまいります。

以 上